

質問 1 検証に係る検討に当たって、現行計画における洪水調節と流水の正常な機能の維持のそれぞれの目的に対するコストの算出方法を示すべき。あわせて、その際のそれぞれの目的のダムにおける堆砂容量の設定の考え方を示すべき。

1. 予断を持たずに検証を行うという基本的な方針に沿って、恣意的な検証を行っているとの誤解を避けるためにも、できるだけ客観的な根拠を有する手法を用いることが望ましいと考えています。
2. その観点から、洪水調節と流水の正常な機能の維持のそれぞれの目的別のコストについては、特定多目的ダム法第7条等に規定している「分離費用身替り妥当支出法」に沿って算出することが望ましいと考えています。
3. また、それぞれの目的の身替わりダムにおける堆砂容量の設定に当たっては、各目的の身替りダムを多目的ダムを設置する場所と同じ場所に設置すること及び多目的ダムと同量の堆砂容量を設定することを原則とすることが望ましいと考えています。
4. なお、それら以外の手法を用いる際には、その手法を用いた理由を明示することが必要であると考えています。

質問 2 現行の河川整備計画においては、ダム直下流の区間や河口付近の区間では対策を掲げていないが、ダムによって、当該区間の水位が低下し、付随的に安全度が向上する効果がある。

このような場合、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案として、ダム直下流の区間や河口付近の区間でダムがある場合と同程度の効果が得られるような対策を立案することが必要か。

1. 治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することとしています。
2. これを踏まえ、治水対策案の立案に当たっては、現行の河川整備計画で実施することとされている河川の整備によって得られる効果と、同程度の効果を得ることを基本とすることが適切であると考えられます。
3. ただし、堤内背後地の地盤高が十分に高いために、河川整備計画レベルの洪水に対して浸水被害の発生が想定されない場合など、ダムによる付随的な効果と同程度の効果を得る必要がないと判断されるような場合には、その限りではないと考えています。
4. また、このような場合には、そのように判断した理由をわかりやすく示すことが必要であると考えています。

質問3 今回の細目では、「事業の進捗の見込みの視点」、「コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」が1つの項目として記述しているが、それぞれの視点に該当する内容がどの部分かを示すべき。

1. 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」では、例えば、洪水調節の目的別の検討の場合、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を各評価軸で評価するため、「事業の進捗の見込みの視点」、「コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」の2つの視点をまとめて記載しています。同細目第4の1(2)のうち、それぞれの視点に該当する内容は次のとおりです。

[1] 事業の進捗の見込みの視点…検証対象ダム事業に関する次の内容

- ・ ③ 1)ハ)段階的にどのように安全度が確保されていくのか
- ・ ③ 3)実現性
- ・ ④ iii)1)ロ)段階的にどのように効果が確保されていくのか
- ・ ④ iii)3)実現性

[2] コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点…「事業の進捗の見込みの視点」以外の内容

質問4 主要な段階でパブリックコメントを行うこととされているが、具体的にどのような時期に行うべきか。

1. 検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じることが重要であり、検討過程においては、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集することとしています。
2. パブリックコメントの実施時期は、検証対象ダムや地域の実情に応じて検討すべきと考えますが、例えば、主要な段階の一つとして、対応方針決定にとっての重要な判断要素である複数の治水対策案を立案した段階が考えられます。
3. なお、このほか、河川法第16条の2（河川整備計画）等に準じて、対応方針の原案を作成しようとする場合に、関係住民等の意見を聴くことが必要であると考えています。

質問5 補助ダムにおいて、ダム以外の治水対策案が有利とされ事業を中止する場合において、中止に伴って発生する河川管理者と利水事業者との費用負担の考え方を示すべき。

1. 一般的に、補助多目的ダムの費用負担等については、法令等に基づくものではなく、河川管理者と利水事業者の間での協議により締結された基本協定等に基づくものと承知しています。
2. このことを踏まえれば、ダム以外の治水対策案が有利とされ事業を中止する場合における中止に伴って発生する費用の負担については、河川管理者と利水事業者との協議に基づき当事者間で決定するものであると考えています。
3. なお、直轄の多目的ダムを対象とした特定多目的ダム法においては、事業中止等の場合の費用負担について定められています。